

自治基本条例の概要
(町民の権利・役割、町長・職員の責務)

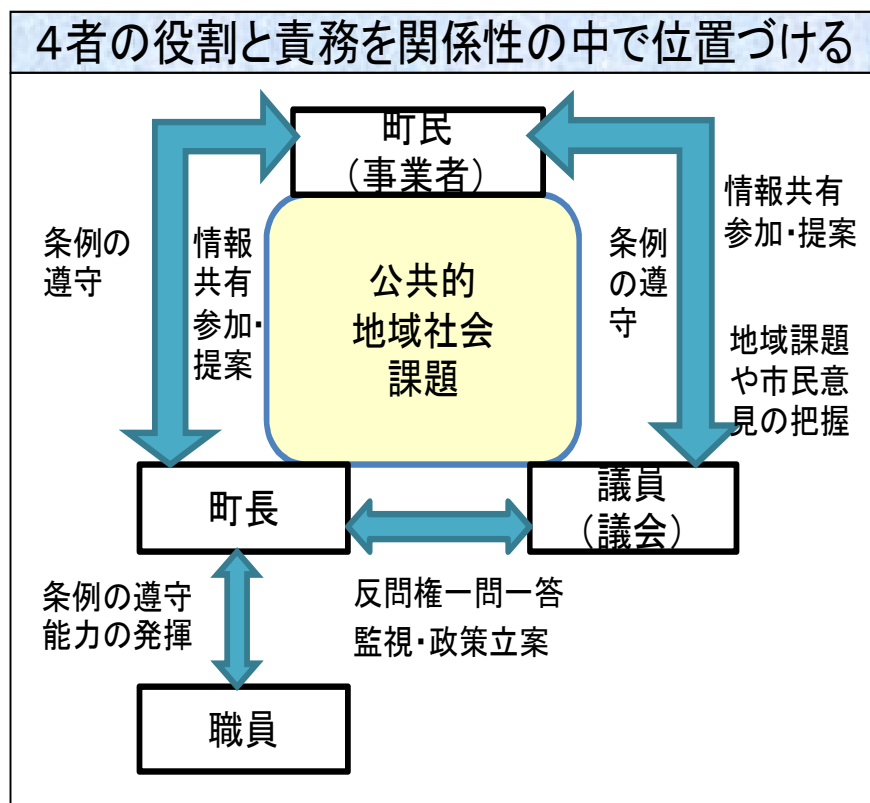
平成21年12月25日

特定非営利活動法人 公共政策研究所
理事長 水澤雅貴

なぜ、自治基本条例が必要なのか？

- ・最大の理由は**2000年の地方分権改革が契機**(中央集権型行政システムを終わらせ、地方の自主性による地方分権型行政システムへの転換した改革)
 - ・地方自治体は**自己決定・自己責任によって運営される地方政府**となった。
 - ・地方政府は**自己決定をするためのルール(まちの憲法＝自治基本条例)**が必要となった。
 - ・自己決定のルール作りの中で、我々は「**自治体の発見**」、「**町民の発見**」、「**地域社会の発見**」を通じて自己決定のルールである自治基本条例を創る必要に迫られている。
- ①**町民からの信託によって初めて自治体政府が成り立つという「自治体の発見」**
(**町民からの信託された内容が自己決定・自己責任の地域主権型社会に適合した信託内容とする必要がある**)
 - ②地方分権の中で**自治体は国から自立した「自治体」を発見したと同時に主権者である「町民」の発見**(「自己決定」と「自己責任」を担う自治体政府としては「町民」の意思をどのように自治体政府の意思に反映する制度を再構築するか。具体的には**町民の「知る権利」や「参加する権利」の再定義**とそれに基づく、**情報共有、町民参加**や見守りなどの制度が該当)
 - ③地方分権改革後、自治体政府は国の全国一律型事業から地域のニーズに従い、地域の特性を生かした地域づくり事業が求められるようになったため、**全国一律では見えなかった「地域社会」の発見**です。さらに、「地域社会」の自治の担い手としての「町民」の発見でもあります。具体的にはコミュニティや協働などが該当

自治基本条例の町民の権利・町長・職員の責務 p55p63



町民のポイント

・町民の権利と役割

①町民の権利と責務について規定

→主権者である町民に責務(責任と義務)を規定するべきではないとの主張がある→町民の役割(町民の権利と役割)

②町民の権利(再定義)

- ・町政に関する情報を知る権利
- ・行政(一部議会)の政策の形成、執行及び評価の過程に参加する権利
- ・町政に対する意見を表明し、提案をする権利
- ・行政サービスを受ける権利(再確認)

③町民の役割(再定義)

- ・互いの自由と人格を尊重し合う
- ・参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つ
- ・次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築く
- ・町政の運営に伴う負担を分担する(再確認)

④事業者の役割(町民の定義に事業者を含むとされているが、あえて、役割を強調する必要があるかの判断が必要である。

- ・事業者は、社会的な役割を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくりの活動を尊重し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

執行機関のポイント

①構成は

- ・行政の役割と責務 ・町長の設置・町長の責務 ・職員の責務

②行政の役割と責務

- ・行政は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、町民及び議会と連携して行政を執行しなければならない。
- ・町民の意思を反映する行政運営を進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務を執行する責務

③町長の設置(町民の信託により自治体政府が成立再確認)

- ・町民の信託に基づき、美幌町の代表機関として町長を設置します。

④町長の責務

- ・町長は、この条例の基本原則及び制度を順守し、基本理念を実現するために、町民の信託に応え、行政執行する責務
- ・町民の負託に応えるため、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制を整備していく責務

⑤職員の責務

- ・町民との信頼関係を深め、公正で適正に職務を遂行する責務
- ・まちの課題に対応する施策の立案や町民が求め望むことに的確に対応できる職務能力の向上に努める責務
- ・行政の職員は、互いに横断的連携を密にし、行政運営における各分野の基礎知識の習得に努めるものとします。

自治基本条例の町民の権利・役割 p55

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	二セコ町	八雲町	八雲町	美幌町
町民の権利役割	(町民の役割) 第31条 町民は、この条例の基本的な考え方を尊重し、町政の主権者として、より良い地域社会の実現に向け、自分のできる範囲で自ら行動するよう努めます。	(町民の役割と基本姿勢) 第12条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。 2 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。 3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。 (町民の権利) 第13条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。	(市民の権利) 第8条 市民は、政策の立案、実施及び評価の過程に参加する権利を有する。 2 市民は、市の保有する情報について知る権利を有する。 3 市民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。 (市民の責務) 第9条 市民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、市民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら又は協働して市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、市民参加又は協働において、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。 (事業者の社会的責任) 第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。	(市民の権利) 第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。 (1) 市政に関する情報を知ること。 (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。 (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。 (4) 行政サービスを受けること。 (市民の責務) 第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。 (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。 (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。 (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。 (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。 (事業者の社会的責任) 第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。	(市民の権利) 第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行行使することができる。 2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができる。 (1) 市政運営に関する情報を知る権利 (2) 市民参画をする権利 (3) 協働をする権利 3 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。 (市民の責務) 第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。 2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。	第4章 まちづくりへの参加の推進(まちづくりに参加する権利) 第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。 3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。 4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。 (満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 (まちづくりにおける町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 (まちづくりに参加する権利の拡充) 第13条 わたしたち町民は、まちづくりに参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。	第5章 町民 1 町民の基本姿勢と役割 (1) 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めます。 (2) 町民は、互いの自由と人格を尊重し、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに励むよう努めます。 (3) 町民は、常にまちづくりに関心を持ち、積極的に参加し、互いに助け合い、支え合い、安心して暮らせるまちづくりに努めます。 (4) 町民は、公正な行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。 (5) 町民は、まちづくりに関して、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。 (6) 町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めます。 (7) 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と教育の充実に努め、次代を担う子どもたちの健全な成長を支えるため、町民ぐるみの子育ての推進に努めます。 2 町民の権利 (1) 町民は、議会及び行政の保有する情報について、知る権利を有します。 (2) 町民は、町政に参加する権利を有します。 (3) 町民は、町政について意見を表明し、提案することが出来ます。 (4) 町民は、公正な行政サービスを受ける権利を有します。 (5) 町民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益な扱いを受けません。	3 事業者の役割 (1) 事業者とは、その本拠が八雲町の内外を問わず、町内で事業活動を行う者をいいます。 (2) 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めるものとします。 (3) 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくりの活動を尊重し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。	

自治基本条例の町長・職員の責務1 p63

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市
町長 職員の 責務	(町長の責務) 第32条 町長は、この条例の理念や原則とこれらに基づいて創設される制度を守り、町民の信託に対する責任を誠実に果たします。 (職員の責務) 第34条 職員は、常に町民が町政の主権者であることを認識し、この条例の理念や原則とこれらに基づいて創設される制度を守り、公正で誠実に職務を遂行します。 2 職員は、町民の意向や地域の政策課題に的確に対応するため、政策能力の向上に努めます。	(行政の役割と責務) 第22条 執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を執行する役割を有します。 2 執行機関は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。 3 執行機関は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。 4 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務を執行する責務を有します (町長の責務) 第23条 町長は、まちの代表者として公正で誠実に町政の執行に当たり、まちづくりを推進していく責務を有します。 2 町長は、町民の負託に応えるため、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制を整備していく責務を有します。 (職員の責務) 第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。 2 職員は、まちの課題に対応する施策の立案や町民が求め望むことに的確に対応できる職務能力の向上に努める責務を有します。 (組織・体制) 第25条 町長は、社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的で効率的かつ横断的な連携、調整を図ることのできる組織体制を確立し、円滑な行政運営を進めます。 2 町長は、円滑な行政運営を推進するため、職員の人材育成や政策能力の向上を図り、行政の政策活動の活発化に努めます。	(市長の責務) 第13条 市長は、市の代表者として市民の信託に応えるため、市政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。 2 市長は、市政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。 3 市長は、常に簡素で効率的な組織の運営に努めなければならない。 (執行機関の責務) 第14条 執行機関(市長を除く。)は、その権限に基づき、自らの判断と責任においてその職務を誠実に管理し、及び執行しなければならない。 (職員の責務) 第15条 職員は、市民の視点に立って、誠実、公正かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。 2 職員は、まちづくりの課題に適切に対応する能力の向上に努めなければならない。	(市長の設置) 第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。 (市長等の権限、責務等) 第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。 2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。 3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実に公正に執行します。	(市長の権限) 第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。 2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。 (市長の責務) 第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。 2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。 3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。 (市長以外の執行機関の権限) 第12条 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を管理し、これを執行する。 (市長以外の執行機関の責務) 第13条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。 2 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。 (市の職員の責務) 第14条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。 2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない

自治基本条例の町長・職員の責務2 p63

	ニセコ町	ニセコ町	ニセコ町	八雲町	八雲町	美幌町
町長 職員の 責務	第7章 町の役割と責務 (町長の責務) 第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。 (就任時の宣誓) 第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。 2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。 (執行機関の責務) 第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。 (政策法務の推進) 第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。 (危機管理体制の確立) 第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。	2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。 (組織) 第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (審議会等への参加) 第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (意見・要望・苦情等への応答義務等) 第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。 2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。 3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。 (意見・要望・苦情等への対応のための機関) 第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。 (行政手続の法制化) 第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。	(法令の遵守) 第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要措置を講ずるものとする。	第8章 行政 1 行政の基本 (1) 行政は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民及び議会と連携協力して行政を執行することを基本とします。 (2) 行政は、情報共有と町民参加を基本とした透明性の高い行政運営を行わなければならない。 2 行政の役割と責務 (1) 行政は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令、規則及びその他の規定に基づく事務を適正に管理し、執行します。 (2) 行政は、自らの判断と責任において、効果的かつ効率的に行政運営を行います。 (3) 行政は、町民との協働を推進し、町民及び議会と力を合わせて事務及び事業を執行します。 3 町長の設置 (1) 町民の信託に基づき、八雲町の代表機関として町長を設置します。 4 町長の責務 (1) 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために、町民の信託に応え、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を有します。 (2) 町長は、行政執行の代表者として、公正かつ誠実に行政を執行し、町民に対する自らの政治責任を果たす責務を有します。	(3) 町長は、職員を適正に指揮監督し、簡素で効率的な組織体制の整備に努める責務を有します。 5 行政の職員の責務 (1) 行政の職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。 (2) 行政の職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、全力を挙げて職務を遂行します。 (3) 行政の職員は、まちづくりの課題に対応するため、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識の習得及び能力の向上に努めるものとします。 (4) 行政の職員は、互いに横断的連携を密にし、行政運営における各分野の基礎知識の習得に努めるものとします。	